

令和 7 年度

可児市こどものすこやかな育ち応援活動助成金募集要項

1. 趣旨

子どもたちと支援を結びつけるために市民が実施する、地域における子どもの健全な育ちや子育て世代の絆づくりに資する活動、または特別な支援を必要とする子育て家庭等を支援する活動に対し、その費用の一部を助成することで、子どものすこやかな育ちを応援します。

2. 募集期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）～ 4 月 11 日（金）

3. 助成内容

対象経費	・ 下記の助成対象期間中に実施する活動に要する経費（会場使用料、講師謝礼、印刷費など） 但し、団体の運営経費（事務所借用上に伴う家賃や光熱費、食糧費）、その他市長が適当でないと認める経費は対象となりません。
助成対象期間	・ 交付決定の日から令和 8 年 2 月 27 日（金）の期間に行う活動に助成します。
助 成 額	・ 対象経費の 5 分の 4 に相当する額（1,000 円未満の端数は切り捨て）とし、上限は 18 万円とします。※予算の範囲内での助成となるため、申請額に満たない場合もあります。 ・ 事業の実施に伴い入場料や寄付金等の収入により、助成金を含む総収入額が総支出額を上回る場合は、その上回る額を助成金から控除します。
交付回数	・ 1 団体につき年 1 回とします。

4. 応募条件

対象団体	・ 構成員が 5 人以上であること ・ 可児市を中心として活動していること ・ 政治、宗教または営利を目的としていないこと
対象事業	A・B いずれかの活動をおおむね月 1 回以上実施していること A：市内在住の児童とその養育者、妊産婦とその家族など子育て家庭を対象に広く参加を募り、子どもの居場所を創出する活動など B：特別な支援を必要とする子育て家庭などを支援する活動
対象と ならない 事業	・ 国、県、市等による他の制度の助成等を受けている事業 ・ 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業 ・ 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く事業 ・ 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業 ・ その他市長が適当でないと認める事業

5. 助成の決定

助成の可否と金額については、こどものすこやかな育ち応援活動助成審査委員会における、活動の企画内容の発表と書類審査の審査結果を考慮した上で市長が決定し、申請団体に通知します。

なお、審査委員会は4月下旬に行いますので、申請する団体は必ず出席をお願いします。

また、同一の団体が同一の活動を実施する場合には、審査委員会での発表を省略することがあります。

6. 助成金の交付

助成金は原則として、実績報告を提出していただいた後に現金で交付します。ただし、必要と認められる場合は、前渡しができます。

7. 応募方法

所定の申請書にご記入の上、必要書類を添え期日までに提出してください。

申請書は市ホームページからダウンロードできます。

<http://city.kani.lg.jp>

市の組織＞子育て支援課＞こどものすこやかな育ち応援活動助成事業

8. 実績報告

交付決定を受けた後、助成事業が完了したときは速やかに実績報告書を提出していただきます。また、審査委員会が実施する報告会において事業成果を発表していただきます。

【応募提出先・問い合わせ先】

〒509-0209 岐阜県可児市下恵土一丁目100番地 可児市子育て健康プラザ マーノ内

子育て支援課子育て政策係 TEL：0574-6-1111 E-mail：kosodate@city.kani.lg.jp